

報 道 資 料

平成27年5月25日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、松石
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2344

奈良県情報公開審査会の第160号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第205号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成27年 5月22日
- ◎ 実 施 機 関：くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課
- ◎ 対象行政文書：・奈良県土地価格判定委員会の議事要録、議事録及び概要（平成20年8月5日、平成20年9月12日、平成20年9月19日、平成20年9月30日、平成21年1月29日、平成21年2月2日、平成21年2月19日、平成21年5月21日、平成21年7月24日、平成21年8月6日、平成21年8月10日、平成22年6月23日、平成22年7月28日、平成22年9月8日、平成22年9月16日、平成22年9月30日、平成23年2月8日及び平成23年2月10日開催分）・奈良県土地価格判定委員会（古都保存法に関する事）（案）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の奈良県土地価格判定委員会議事録
 - 不開示理由：当該文書を作成していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の特定について

本件決定は、平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の奈良県土地価格判定委員会議事録に係る行政文書を不存在とした以外に不開示情報はないとされているが、異議申立人は、他にも対象文書が存在するという前提に立ち、その文書が開示とされたことを主張している。これに対し、実施機関は、開示された文書以外に本件開示請求に対応する文書は存在しないと主張している。そこで、行政文書の特定が妥当であったかどうかについて、以下検討する。

当審査会が本件開示文書を見分したところ、平成20年度から平成22年度までに開催された判定委員会の18回分の会議に係る議事の概要が記載されている。当該文書には、決裁欄を設けるゴム印が押され、当該欄に起案者、決裁権者その他の実施機関の職員が押印しており、県ホームページに掲載する旨の意思決定等がなされたことを表している。

さらに、実施機関に対し、会議資料の作成及び保存の状況について説明を求めたところ、会議資料として内示価格一覧を作成し、資料として会議に提出する旨を伺う起案文書が保存されているとのことであった。

そこで、実施機関の文書の特定が妥当であったのか、また、内示価格一覧を対象文書として特定すべきであったのではないかが問題となるが、この点について、実施機関は、本件開示請求を受け付ける際に、開示請求書に記載された「起案関係文書」がどのような文書を指しているのかについて、開示請求者に確認したと説明している。具体的には、異議申立人は、過去にも判定委員会の議事録及び内示価格一覧の開示請求をしており、議事録本体と内示価格一覧が別個の文書として作成及び保存されていることを承知しているため、このことを前提として、開示請求書に記載された「起案関係文書」という文言の意味を開示請求者に説明を求めたところ、議事録について決裁又は供覧がなされたことが分かる文書を指していることを確認したとのことであった。

当審査会は、異議申立人に対し口頭による意見陳述の機会を与えたが、異議申立人はこの機会を利用しなかったため、本件開示請求の受付に係る上記の経緯について異議申立人の意見を聴取することはできなかったが、会議資料の作成及び保存の状況並びに行政文書の特定に係る実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

しかし、内示価格一覧が本件開示請求の対象であるか否かについて、現に実施機関の主張と異議申立人の主張に齟齬が認められることから、開示請求書の補正を求める等により、このような事態を避けることができなかったのかという疑問がないわけではないが、実施機関は、文書を特定するために通常求められる対応を行っていると考えられ、本件開示請求に対応する文書として本件開示文書を特定し、内示価格一覧については開示の対象としなかった実施機関の判断は、妥当性を欠くとまでは言えない。

以上のことから、文書の特定は妥当であり、異議申立人の上記の主張は当たらない。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、本件開示文書とは別に詳細な議事録が存在していると主張し、その開示を求めているのに対し、実施機関は、そのような議事録は存在しないと主張しているため、以下検討する。

また、本件決定において不存在とされている議事録について、異議申立書においては言及されていないが、異議申立ての対象としないことが明確に意思表示されておらず、実施機関も当該文書を作成していないため不存在であると主張しているため、併せて検討する。

(1) 本件開示文書とは別の詳細な議事録について

本件決定において開示された議事録は、いずれも判定委員会において買入価格について審議された旨が記載されているだけであり、審議の内容については記載されていない。

実施機関の説明によると、判定委員会の議事録については、審議内容の性質上、要約記録としており、これ以外に詳細な議事録は作成していないとのことである。

実施機関において「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成20年1月31日付け総務第627号総務部長通知）の解釈、運用等を定めた「審議会等の会議の公開に関する指針の運用について」（平成20年1月31日付け総務第628号総務部総務課長通知）を当審査会が見分したところ、審議内容の性質等を考慮して要約記録とすることも許容できる旨が定められていることが確認された。判定委員会は、買入予定地について買入価格の妥当性を審議するものであり、その内容は買入申出者の利害に係る事項であることを考慮すると、判定委員会の議事録を要約記録とし、詳細な議事録を作成しなかったという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示文書とは別の詳細な議事録は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の奈良県土地価格判定委員会議事録について

実施機関は、不存在とした平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の判定委員会は、現地確認を行ったのみで会議を開催していないため議事録を作成しなかったと説明している。

ところで、現地確認は、奈良県職員服務規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第2号という。以下「服務規程」という。）に規定する「旅行」に該当し、原則として復命書を提出しなければならないこととされている。仮に、復命書が作成されていれば、これが議事録に相当するものとして開示するという判断もあり得たのではないかと考えられる。この点について実施機関は、服務規程において、用務が軽易な事項である場合については、口頭で復命することができることとされているところ、現地確認は、実施機関の職員が既に踏査した買入予定地について、判定委員会の委員にその現況を把握してもらうために案内するものであることから、「軽易な事項」に該当すると判断し、口頭で復命したと説明している。

そうすると、上記2回の判定委員会については議事録及び復命書のいずれも作成されていないことになり、このような事務処理が妥当かどうかという疑問が生じるが、この点について実施機関は、平成22年度からは、開催実績を整理する意味で現地確認のみの開催についても議事録を作成しているとのことである。

これらのことから、上記2回の判定委員会の議事録を作成していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、平成20年8月26日及び平成21年7月3日開催の奈良県土地価格判定委員会議事録は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	8月26日		
② 決定	平成25年	9月6日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成25年	9月13日		
④ 諮問	平成25年	9月27日		
⑤ 経過	平成27年	1月22日	第180回審査会	審議
	平成27年	2月19日	第181回審査会	審議
	平成27年	4月24日	第182回審査会	審議